

愛知県知事選挙

投票日 2月5日(日) 午前7時から午後8時

《投票のできる人》

年齢要件 平成17年2月6日以前に出生した人

住所要件

▽令和4年10月18日以前に大口町に在住し、住民基本台帳に登録されている方で引き続き大口町にお住まいの方

▽令和4年10月5日以後に大口町から愛知県内の他の市区町村に転出された方で、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていない方

※愛知県知事選挙ですので、愛知県外の市区町村に転出された方は投票できません。

転入者の皆さんへ 令和4年10月19日以後に大口町へ転入された方は、大口町の選挙人名簿には登録されないため、大口町で投票することができません。

愛知県内の他の市区町村から転入された方で、その市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、その市区町村で投票することになります。また、投票する際には、職員に申し出て「引き続き愛知県内の区域内に住所を有する」ことの確認をするか、愛知県内の市区町村で発行される「引続き愛知県内の区域内に住所を有する証明書」を提示する必要があります。

期日前投票

期間 1月20日(金)から2月4日(土) 午前8時30分から午後8時まで

※土曜日、日曜日にも投票できます。

場所 大口町役場 1階 相談室

※期日前投票をおこなうには、投票日当日に投票できない理由等を記入する宣誓書が必要です。事前に入場券内側右面の宣誓書に必要事項をご記入していただきますと、投票がスムーズにおこなえます(下記に入場券のイメージが載っています)。

投票方法について 投票用紙に、候補者の氏名を記入してください。

※筆記員の持参について

投票日(2月5日)に投票する場合は不要です。

期日前投票のご案内 XX-XXX-XX
期日前投票期間 : 1月20日(金)~2月4日(土)
期日前投票の時間 : 午前8時30分~午後8時
期日前投票の場所 : 大口町役場 1階 相談室

宣誓書

私は、令和5年2月5日執行の愛知県知事選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。

次のAからE及びアからオのいずれかに○を付けてください。

A 仕事等(1号)	ア.仕事 イ.学業 ウ.地域行事の役員 エ.本人又は親族の冠婚葬祭 オ.その他()に従事
B 旅行等(2号)	A以外の用事又は事故のため、(本町以外に)外出・旅行・滞在
C 病気等(3号)	ア.疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難 イ.その他()
D 住所移転(5号)	住所移転のため、本町以外に居住
E 天災等(6号)	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。 令和5年 月 日

氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現住所	
選挙人名簿に記載されている住所	大口町〇〇×丁目▲番地

知事 大口町選挙管理委員会委員長 殿

期日前投票を利用される方は、

- ①当日投票できない理由
- ②期日前投票をおこなう日付
- ③氏名
- ④生年月日

をご記入ください。

※「選挙人名簿に記載されている住所」以外にお住まいの方は、

- ⑤現住所

もご記入ください。

①投票日当日、投票できない理由に○をつける

②期日前投票をおこなう日付を記入

③氏名を記入

④生年月日を記入

⑤下欄の住所(選挙人名簿に記載されている住所)以外に居住している場合のみ記入

この選挙は、私たちの愛知県の代表を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく、皆さんの清き一票を有効にお使いください。また、投票日当日、仕事や旅行のために投票に行けない方は、期日前投票をおこなうことができます。

期日前投票所を含む各投票所では鉛筆を用意しておりますが、持参した鉛筆を使用した投票用紙への記入も可能です。

◎入場券をご持参ください

ハガキ形式の入場券を郵送します。投票には、その入場券を持ってお出かけください。

※配達には3日から4日かかることがあり、同じ世帯の方でも配達日数に差が生じることがあります。

※入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

◎文字の書けない人も投票できます

ケガ等により文字が書けない方には、厳正なる立会いのもとに、投票したい候補者の名前を係員が代筆しますので、投票所の係員に申し出てください。もちろん、投票の秘密は厳守します。

◎病気・老人ホーム等に入院（入所）中の方の不在者投票

不在者投票ができる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどに入院（入所）中の方は、その施設で不在者投票ができます。施設の長に申し出てください。

◎他市町村に出張・滞在中の方の不在者投票（遠隔地投票）

投票日まで他の市町村に出張・滞在される方は、大口町のホームページから「不在者投票宣誓書・請求書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、大口町選挙管理委員会へ郵送してください。折り返し投票用紙などを送付しますので、出張・滞在先の市町村選挙管理委員会、その執務時間内に投票してください。なお、郵送の日数がかかりますので、「ご利用される際はお早めにお願います。」

◎郵便等による不在者投票用紙の請求期限は、2月1日（水）です

この制度は、身体に重度の障がいがある方などが自宅で投票できる制度です。身体障害者手帳等が交付されている方のうち、一定の障がいがある方および介護保険法上の要介護者で、介護保険被保険者証の要介護認定区分が「要介護5」の方が対象となります。また、身体障害者手帳等が交付されている方のうち、一定の障がいがある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方によって「代理記載」ができる制度もあります。なお、この投票制度には「郵便等投票証明書」が必要ですので、この制度を希望される方は、証明書の発行手続きを早めにおこなってください。

〇-〇〇-〇〇

扶桑局
料金後納
郵便

選挙

111-1111

大口町〇〇×丁目▲番地
〇 〇 〇 〇 様

愛知県知事選挙 投票所入場券
投票日：令和5年2月5日（日）

※期日前投票につきましては内側をご覧ください。

大口町選挙管理委員会
〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
電話 0587-95-1699 FAX 0587-95-1030

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりとはがしてご覧ください。

令和5年2月5日執行
愛知県知事選挙 投票所入場券

投票所を確認してください

◇◇◇◇◇ 投票区

選挙人の氏名	〇 〇 〇 〇	名簿番号	〇〇-〇〇
投票の場所	□□□□□□□□		
投票日	令和5年2月5日（日）	受付番号	
投票の時間	午前7時から午後8時まで		

※期日前投票：1月20日（金）～2月4日（土）
期日前投票時間：午前8時30分～午後8時
期日前投票の場所：大口町役場 1階 相談室

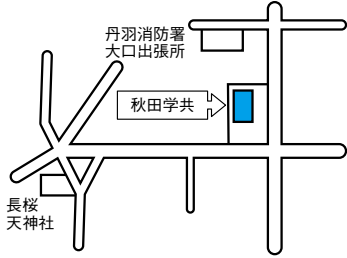



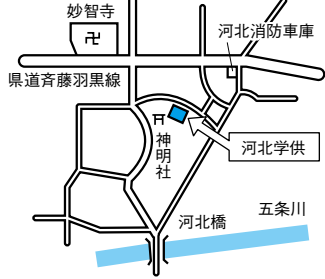

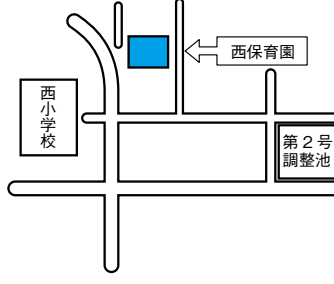

大口町選挙管理委員会 印

ハガキの右下からゆっくりとはがします

開票速報をインターネットでお知らせします！

あなたの投票所は

※入場券に記載されている投票所を確認の上、お出かけください。

<p>1. 秋田投票区投票所 秋田学習等共同利用施設</p>	<p>2. 豊田投票区投票所 豊田学習等共同利用施設</p>	
		
<p>3. 大屋敷投票区投票所 大屋敷学習等共同利用施設</p>	<p>4. 外坪投票区投票所 外坪学習等共同利用施設</p>	<p>5. 河北投票区投票所 河北学習等供用施設</p>
		
<p>6. 余野第1投票区投票所 余野学習等共同利用施設</p>	<p>7. 余野第2投票区投票所 大口町立西保育園</p>	<p>8. 上小口投票区投票所 上小口学習等供用施設</p>
		
<p>9. 中小口投票区投票所 大口北防災センター</p>	<p>10. 下小口投票区投票所 下小口学習等共同利用施設</p>	<p>11. 垣田・さつき投票区投票所 さつきヶ丘防災センター</p>
